

令和7年度日本大学創立130周年記念奨学生（第2種）募集要項

1 募集目的

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく、安心して学び、将来社会で活躍できることを目的として、標記奨学生の募集を行います。

2 募集人数

330名程度を予定

3 奨学金の給付額等

- ① 給付額 年額30万円
- ② 給付期間 令和7年度限り（ただし、再選考を経て次年度以降の給付を妨げない。）
- ③ 給付方法 後学期分授業料に充当することにより行います。

4 応募資格

次の条件①～⑥をすべて満たしていること。

- ① 日本大学学部（法学部第二部、通信教育部を除く）又は短期大学部（以下「学部等」という）に在学中の学生（外国人留学生は除く）
- ② 経済的理由により学費等の支弁が困難であり、申請書の申請理由「家計状況等について記載してください」欄から困難な状況が読み取れること。
- ③ 学費支弁者（父母）の令和6年分の収入又は所得金額の合計が以下の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当するものとする。父母に代わる者が学費支弁者の場合は、主たる家計支持者の収入・所得金額が(1)、(2)又は(3)のいずれかであること。
 - (1) 学費支弁者（父母）のいずれもが給与所得者の場合は、給与収入金額の合計が800万円以下
 - (2) 学費支弁者（父母）のいずれもが給与所得者以外の場合は、総所得金額の合計が350万円以下
 - (3) 学費支弁者（父母）のいずれかが給与所得者、もう一方が給与所得者以外の場合は、給与所得者の給与収入金額ともう一方の総所得金額の合計が800万円以下
- ④ 修学意志が堅固で優良な資質を持っており、最低修業年限で卒業できる単位を保有している者であること。
- ⑤ 本奨学金の第1種奨学生でないこと。
- ⑥ 国の修学支援新制度採用者でないこと。ただし、理工農系学生の第Ⅳ区分の者、又は家計の適格認定により停止中の場合は、応募可とする。

5 申請方法

① 提出書類

- (1) 申請手続確認票
- (2) 奨学金申請書（所定の書式）
- (3) 市区町村役場が発行した，父母両方の令和6年分の所得証明書。

② 提出先

所属学部等の学生課（三軒茶屋キャンパスは教学サポート課）

③ 提出期限

令和7年7月7日(月) 必着

6 奨学生の選考

- ① 給与収入と事業所得について，大学で定める計算方法によって認定所得金額を算出し，家族構成及び通学区分を考慮した上で選考を行います。
- ② 応募資格をすべて満たしても，上記①を総合的に判断し，不採用となる場合があります。
- ③ 本奨学金給付前に国の修学支援新制度に採用された場合は，奨学生の資格を失います。

7 問い合わせ先

所属学部等の学生課（三軒茶屋キャンパスは，教学サポート課）

以 上